



お知らせ

市県民税・森林環境税の納付をお願いします ID 1986

令和7年中の所得等に基づいて、令和8年度の市県民税・森林環境税を決定しましたので、納期限内の納付をお願いします。

▶市県民税等を納める人(納税義務者)

令和7年中の所得が一定以上ある、①又は②の人

①令和8年1月1日に市内に居住する人

均等割+所得割+森林環境税を納付

※6月中旬に「納税通知書・納付書」を送ります。

※森林環境税は、森林整備・担い手育成等の財源として、市県民税均等割と併せて負担する国税です。

②令和8年1月1日に市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある人

均等割を納付

※9月中旬に「納税通知書・納付書」を送ります。

▶納付方法・納付期限

【普通徴収】

・第1期 6月30日(火) ・第2期 9月30日(水)

・第3期 11月30日(月) ・第4期 令和9年2月1日(月)

※税務課及び各振興局・振興センターの窓口、金融機関、コンビニエンスストアなどで納付できます。また、スマートフォン決済アプリを利用すると、上記の窓口に出向く必要がなく、自宅などから手軽に納付できます。

※口座振替を希望する場合、市内金融機関、市役所税務課に備付けの「口座振替依頼書」に記入・押印して、金融機関等へ提出又は、市ホームページ(ID1992)からご確認ください。

【給与からの特別徴収】

給与の支払者が各月の給与から差し引いて納付

【公的年金からの特別徴収】

年金支給時に公的年金から差し引いて納付

☎税務課市民税係(市県民税に関すること)

☎28396(市役所1階)

税務課納税係(納税に関すること)

☎28205(市役所1階)

税務課税制窓口係(証明書発行に関すること)

☎28397(市役所1階)

最新の所得(課税)証明書の発行開始

令和8年度(令和7年分)の所得(課税)証明書は、6月11日(木)から、税務課及び各振興局・振興センターの窓口で発行できます(給与からの特別徴収のみの方は既に発行できます)。マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアでも市県民税の徴収方法に関わらず同日から発行できます。ただし所得が確定できていない場合は、証明書の発行ができませんので、申告を行う必要があります。

※システムメンテナンスのため、6月10日(水)はコンビニ交付サービスが利用できません。

■コンビニエンスストアで証明書発行ができる時間帯 午前6時30分～午後11時

健康・福祉

国民健康保険加入対象者・後期高齢者医療加入者へ 特定健診受診券・健診受診券を送りました ID 1654

令和8年度特定健診受診券を国民健康保険加入対象者(40~74歳)に発送しました。また、健診受診券を後期高齢者医療加入の人に発送しました。健診当日まで大切に保管し、当日持参してください。

※健診の詳細は、広報ひた6月号(今号)に同封している「令和8年度健診ガイド」を確認してください。

▶発送日

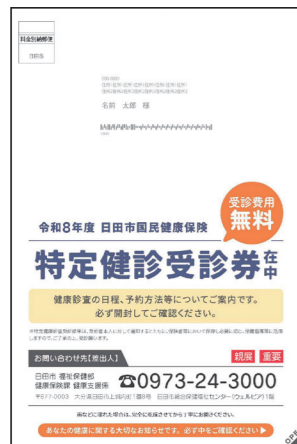
国民健康保険加入対象者 5月21日(木)

後期高齢者医療加入の人 5月19日(火)

☎健康保険課健康支援係☎243000(ウエルピア)

大分県後期高齢者医療広域連合

☎097-534-1771



特定健診受診券



後期高齢者健診受診券

健康・福祉

歩いて健康!ひたおき健活ウォーキングに挑戦しませんか ID 1244

健康づくりのために、大分県公式健康アプリ「あるとっく」に登録して、まずは7月1日(水)~8月31日(月)の2か月間ウォーキングをしてみませんか?(年に3回、期間を分けて実施します)

詳細は市ホームページをご確認ください。

▶対象者

・日田市に住民票があり、市内在住の18歳以上の人(高校生を除く)

・大分県の公式健康アプリ「あるとっく」に登録している人

▶申込方法

6月30日(火)までに、電子申請(右記二次元コード)



◀「あるとっく」のダウンロードはこちら

ウォーキングの申込みはこちら▶



☎健康保険課健康支援係☎243000(ウエルピア)

お知らせ

子どもの居場所づくりを支援! 「こども食堂」をはじめませんか? ID 1879

市では、子どもの居場所づくりの場を開設し、その事業を運営する団体等に、補助金を交付しています。「子どもの居場所づくり事業補助金」の詳細や申請方法等は、市ホームページをご確認ください。

▶補助対象事業 次の全てを満たすこと

- ・市内で実施される事業であること
- ・食事を提供する事業を含む居場所づくりであること
- ・利用料は、無料又は小額な材料費等の実費相当額とすること
- ・学習支援や子ども同士の遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと
- ・年間を通じて計画的に運営するとともに、概ね月1回以上実施すること
- ・1年以上継続して事業を実施する見込みがあること
- ・宗教、政治活動又は営利を目的とした事業でないこと
- ・開設時に常駐できる責任者を配置すること

▶補助額

- ①新規開設費用 上限20万円(1回のみ)
- ②事業運営費用 上限1万円/月
- ③機能強化費用 上限10万円(1回のみ)

※③は、開設後1年以上経過した場合に申請できます。 ※補助条件があります。詳細は下記にお問い合わせください。



☎こども政策課こども政策係☎28317(市役所別館1階)

お知らせ

合併処理浄化槽を設置しませんか ID 2563

▶補助対象者

公共下水道などの整備区域を除いた区域で市内に住所を有し、自ら居住する住宅に浄化槽を設置する人及び市内に居住する目的で浄化槽を設置する人

▶補助金額

5人槽 332,000円

7人槽 414,000円

10人槽 548,000円

▶主な上乗せ補助金

・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から切り替える場合 20万円

・宅内配管工事費の補助 33万円(単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換に限る)

・単独処理浄化槽撤去費の補助 15万円

・くみ取り便槽撤去費の補助 12万円

合併処理浄化槽とは

家庭から排出される雑排水を微生物などの働きを利用して浄化する装置。単独処理浄化槽はトイレの汚水のみを処理するものですが、合併処理浄化槽はお風呂や台所からの排水を併せて処理できます。

※詳しくは右記にお問い合わせください。

☎環境課水・環境係☎28357(市役所2階)